

兵高教組

2025年 9月22日

調査情報17号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

生活改善につながる賃金UPの勧告を求めて団体署名提出 第2回人事委員会交渉

9月18日、高教組・兵庫教組は、県人事委員会に第2回目の交渉を実施。交渉に先立ち分会(各校の組合組織)からの団体署名を提出、42ヶ月連続の諸物価高騰下、私たち教職員が誇りをもって働きつづけることができる生活改善につながる賃金等の改定勧告を再度要求しました。

前回要求等への人事委員会の回答

賃金比較の対象企業を100人以上に

・兵庫県も国にあわせ 100 人以上で比較。

定年延長後と再任用職員の待遇改善を

・本県独自では困難。

・他府県と全国人事委員会連合会に「定年前後で職務内容や職責が変わらない中で勤務実態に応じた対応を」と要請中。

交通用具使用者の通勤手当見直し

・検討中

教職員未配置もあり超勤が常態化

・勤務時間の適正化、業務削減は仕事と生活の両立と、人材確保からも重要。

・教職員の不足解消に向けた人材確保を含めた対策強化が重要。

地域手当の削減反対

・本県の現在の状況、それに至る経緯への認識は変わってない(増減を言わない?)

時間講師の処遇

・勤務環境の整備は任命権者が適切に行う。

改定給特法に関わって

・衆参両委員会で附帯決議がされ、人事委員会等が労働基準監督機関の職権の行使について引き続き適切に対応するよう総務省通知が発出された(具体的に言及なし)

臨時的任用職員の2級適用を

・正規教員と同じように、授業や部活、保護者対応などを行っている事は認識

国の制度に合わせ会計年度任用職員の任用回数・給料表の上限の撤廃を

・国の非常勤職員に準じた制度とすることを基本に労使協議で。(県教委と交渉で)

精神疾患の病休取得可能期間を2年に。

・(教員以外の期間が 180 日は) 労使協議を経て実施。それを委員会から言及は困難。

夏季作業手当の支給を

・神戸市は熱中症リスクの環境での業務の危険性から特殊勤務手当にしている。業務が特殊性かどうかまでは言及は困難。

回答を受け交渉団から 再任用、会計年度の待遇改善を

- ・再任用職員、60 歳超の常勤職員の給与水準と差があることは、課題がある」との認識は変わらないか。
- ・国は非常勤職員の任用回数上限は 24 年 8 月、給料表上限は 25 年 6 月に撤廃を通知。会計年度任用職員への適用を県教委に伝えてほしい。
- ・非常勤講師の超勤への対策など、労使交渉で解決して良いと考えて良いのか。

交通用具利用者の 手当改善を

- ・国より県の制度の方がいい部分があるが人事院勧告を尊重した勧告報告を。

超勤・未配置解消 と待遇改善を

- ・依然として未配置の状況は厳しい。是非、そのことに触れた勧告報告を。

- ・人事委員会は「教師の高度専門職としての職責にふさわしい待遇とすることが必要」(文科大臣メッセージ)と改定給特法の趣旨に則り、真に教職員の待遇改善につながることを求めていることを県教委に伝えて欲しい。

常勤講師の即時2級適用を

- ・衆議院で文科大臣は「下位の級に格付を行ったり各級の最高号給未満の水準を上限として設定したりする取扱いは改める必要がある」と。直ぐに適用して欲しいと私たちの強い思いを県教委に伝えて欲しい。

- ・新採用者等の定着支援のための他府県の施策を県教委に事例として話して欲しいし、労使交渉の場で「勧告にない」とは言わせないように。

猛暑の中、夏季作業手当を

外作業では猛暑日や酷暑日が長期化しており、調理器具からの熱で調理員の体温は 40 度以上も、と。伝えて欲しいです。



土居高徳組
書記長

再任用、教諭(65%)校長(85%)

2 級と 5 級での最高号級に対する割合に差がありすぎる。



岡本副委員長
県立学校から次年度市立学校勤務の際に、在職期間率が参入されない現状がある。

県立市立の人事交流で

一時金支給を減らすな

県立学校から次年度市立学校勤務の際に、在職期間率が参入されない現状がある。



中西障教組
委員長

会計年度任用職員の上限撤廃

人材確保といいながら、介助員、学習支援員の中には、任用切れがあるかも、給料があがらない不安の中で転職される方もいる。

兵庫県人事委員会からの回答

「皆様方から改めて重点的な要求内容とその趣旨、その他様々な現場の実態を踏まえたご意見を頂戴いたしました。本日いただきましたご意見に対しまして十分な議論をした上で回答をさせていただきたいと考えております。」

私たちを励まし教育を豊かにする勧告を

藤本高教組委員長終わりの挨拶

学校現場の実態を考慮していただき上で、私たちには励ましになる、ひいては子どもたちを大事にする、教育を豊かにするものにつながる、勧告を是非、お願いしたいと思っております。

次回交渉は10月3日(金)

分会ごとの「人事委員会勧告に向けての要求書」集約継続中です。

県教委・管理職は職員の意見を聞く義務はないですが、労働組合との交渉は拒否できず(地方公務員法第55条)、組合員の意見は県教委に届きます。